諮問日:平成30年9月11日(平成30年度(最情)諮問第41号)

答申日:平成31年2月22日(平成30年度(最情)答申第72号)

件 名:開示決定において特定の実施方法を認める場合が分かる文書の不開示判断

答 申 書

## 第1 委員会の結論

(不存在) に関する件

「どのような司法行政文書について、謄写は認められないものの、閲覧は認めるという司法行政文書開示決定を出すことになっているかが分かる文書(最新版)」(以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

#### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年8月16日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

# 第3 苦情申出人の主張の要旨

特定の司法行政文書開示通知書の記載からすれば、本件開示申出文書は存在 するといえる。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

開示の実施方法としては、取扱要綱記第10の1において、文書及び図画については、これの閲覧をさせ、又は写しの交付を求める者に自らの費用で謄写をさせることにより行うと定めたほかに、一般的な定めはない。運用上、個別の案件ごとに開示対象文書の性質等を踏まえて判断しているものであり、本件開示申出文書を作成し、又は取得していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年9月11日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年12月21日 審議
- ④ 平成31年1月18日 審議

### 第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、開示の実施方法としては、取扱要綱記第10の1において、文書及び図画については、これの閲覧をさせ、又は写しの交付を求める者に自らの費用で謄写をさせることにより行うと定めるほかに、特に定める規定はなく、運用に当たって、個別の案件ごとに開示対象文書の性質等を踏まえて判断しているものであって、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとのことであり、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって,最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認め られる。

2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示 申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開 · 個人情報保護審査委員会

委	員	長	髙	橋		滋
委		員	久	保		潔
委		員	門	П	正	人